(第2号議案)

一般社団法人 東京都トラック協会 重量品専門部会規約

第1章 総則

(目 的)

第 1 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会定款並びに専門部会規 定に基づき、重量品運送事業の健全な発達を図るために必要な専 門的事項に対処し、以て産業経済の発展並びに公共福祉の増進に 寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会重量品専門部会と称 する。

(構成)

第 3 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会会員にして、重量品輸送に携わる運送事業者をもって構成する。

第2章 事 業

(事業)

- 第 4 条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1. 重量品運送事業にかかわる調査研究
 - 2. 重量品運送の安全対策
 - 3. 物流技術の改善・指導
 - 4. 会員相互の情報交換
 - 5. その他重量品輸送に関連する事項

第3章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

専門部会長1名副専門部会長6名以内委員10名以内監事2名以内

(役員の選任及び任期)

- 第 6 条 専門部会長、副専門部会長、委員及び監事は総会において選任 する。
 - 2. 役員の任期は2ケ年とし、重任は妨げない。
 - 3. 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第 7 条 専門部会長は本会を代表し、会の運営を統括する。
 - 2. 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときはこれを代理する。
 - 3. 委員は委員会において、必要事項を討議し、本会の運営にあた る。
 - 4. 監事は、本会の経理を監査する。

第4章 会 議

(会議)

第 8 条 会議は、総会及び委員会とする。 総会及び委員会は、専門部会長が招集し、議長となる。

(総 会)

第 9 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

通常総会は、毎年5月に開催、臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(総会で討議する事項)

- 第10条 次の事項は、総会の議決を要するものとする。
 - 1. 本規約の変更
 - 2. 役員の選任及び解任
 - 3. 事業計画及び収支予算の決定
 - 4. 事業報告及び収支決算の承認
 - 5. 部会費の額及びその徴収方法
 - 6. その他必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第11条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員 の過半数で決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の構成と議決方法)

第12条 委員会は、専門部会長、副専門部会長委員及び監事をもって構成 し、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事はその過半 数をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会に付託すべき事項)

- 第13条 次の事項は委員会の議決を要する。
 - 1. 会務の執行に関する事項
 - 2. 総会の招集並びに総会に提出すべき議案
 - 3. 総会で委任された事項
 - 4. 本会関係の諸規程の制定及び変更に関する事項

(会員外の出席)

第14条 専門部会長が必要と認めたときは、会員外の関係者を会議に出 席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため、専門委員会 を置くことができる。

第6章 負担金

(部会費)

第16条 本会の活動に要する費用は、部会費を以てあてる。

(特別負担金)

第17条 本会の活動に特別の経費を必要とするときは、会員から特別負担金を徴収することができる。

附則

- 1. 本規約は昭和42年8月22日から実施する。
- 2. 専門部会設立総会において選任された役員の任期は第6条の 規定に関わらず、昭和43年5月の通常総会のときまでとす る。
- 3. 本規約は昭和43年12月4日に副専門部会長の定数を改正実施。
- 4. 本規約は平成25年4月1日に東京都トラック協会の「一般社団法人」への移行に伴い、一部改正。
- 5. 本規約は令和6年5月16日に定款の参照条数記述の削除に伴い、一部改正。